

金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る
内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令第一条における届出
別紙様式

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿

所在地

商号

代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○ の議決権の取得（又は保有）届出書

○○ の議決権の取得（又は保有）について、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条
第1項第17号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名 称				
本店所在地				
業務の内容 (本件命令の対象業務 となる理由)				
業務を実施する地域				
会社の状況 (直近の決算期より)	(売上高)	(総資産)		
	(経常利益)	(資本金)		
	(当期純利益)	(※新規設立の際は、資本金のみ記載)		
取締役及び監査役の 役職及び氏名 (履歴書添付)				
総株主等の議決権・ 保有議決権数の状況		届出事由発生前①	届出事由発生後②	増減 (② - ①)
	総株主等の議決権	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個
	保有議決権割合	%	%	%

議決権取得（または保有） が銀行業務の健全性に影響 を与えない理由	
取得（又は保有）予定日	年 月 日（ ）

(注) 記載要領

1 「業務の内容」について

実施する業務の内容及び当該業務が本件命令の対象業務に含まれる理由を具体的に記入すること。

2 「業務を実施する地域」について

国家戦略特別区域銀行脱炭素関連事業促進出資事業の趣旨から、業務を実施する地域は、原則、区域計画に係る国家戦略特別区域内の地域となると考えられるが、当該地域の周辺地域（当該国家戦略特別区域周辺の洋上風力実施可能海域、隣接自治体等）が含まれる場合は、その地域での事業実施が必要となる理由を具体的に記入すること。

3 「保有議決権数」「保有議決権割合」について

届出者と子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権数割合は、小数第3位以下を四捨五入し、小数第2位までの計数を記入すること。

4 「議決権取得（または保有）が銀行業務の健全性に影響を与えない理由」について

届出者による議決権取得（または保有）を行うにあたって出資する金額が全額毀損した場合であっても、届出者の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれる理由について具体的に記入すること。